

試行排出量取引スキーム 実施要領（案）

2008. 10. 21

試行排出量取引スキーム運営事務局
（内閣官房、経済産業省、環境省）

目次

I. 総則	1
1. 排出量取引の国内統合市場の試行的実施の目的と内容	1
2. 本スキームへの参加	1
3. 目標設定参加者に関する基本ルール	2
4. 取引参加者に関するルール	5
5. スケジュール	6
6. 情報の公表について	7
II. 参加申請、目標の審査・確認、排出量のモニタリング・算定・報告・検証	8
1. 自主行動計画参加企業に適用されるルール	8
2. 自主行動計画非参加企業に適用されるルール	11
III. 本制度に関する問い合わせ先	14

I. 総則

1. 排出量取引の国内統合市場の試行的実施の目的と内容

排出量取引の国内統合市場の試行的実施（以下「試行実施」という。）は、CO₂の排出削減には、CO₂に取引価格を付け、市場メカニズムを活用し、技術開発や削減努力を誘導する方法を活用する必要があるとの観点に立って、低炭素社会づくり行動計画（平成20年7月29日閣議決定）において、平成20年10月から開始することとされたものである。

試行実施に当たっては、実際に削減努力や技術開発に繋がる実効性あるルール、マネーゲームが排除される健全な実需に基づいたマーケットの構築を目指すこととする。また、試行実施により得られた経験を活かして、排出量取引を本格導入する場合に必要な条件、制度設計上の課題などを明らかにするとともに、技術とモノ作りが中心の日本の産業に見合った制度のあり方を考え、国際的なルールづくりの場でのリーダーシップの発揮につなげることとする。

試行実施は、以下の2つの仕組みにより構成される。

- ① 企業等が削減目標を設定し、その目標の超過達成分（排出枠）や②のクレジットの取引を活用しつつ、目標達成を行う仕組み（「試行排出量取引スキーム」）
- ② ①で活用可能なクレジットの創出、取引
 - ・国内クレジット（京都議定書目標達成計画に基づき、中小企業や森林バイオマス等に係る削減活動による追加的な削減分として創出されるクレジット）
 - ・京都クレジット

本実施要領は、試行実施のうち、「試行排出量取引スキーム」（以下「本スキーム」という。）への参加に際して必要な事項を定めるものである。

2. 本スキームへの参加

本スキームは、以下の参加者が自主的に参加するものである。

①目標設定参加者

自主的に排出削減目標（排出総量目標又は原単位目標）を設定する参加者。
参加単位は、事業所・個別企業・複数企業（企業グループ）とする。
ただし、原則として「業界団体を構成する企業全体」での参加は認めない。

②取引参加者

排出枠の取引を行うことを目的とする参加者。
参加単位は、原則として個別企業とする。
参加者以外の者が、もっぱら排出枠の取引の媒介のみを行うにあたっては、手続きは不要で自由に行うことができる。

3. 目標設定参加者に関する基本ルール

目標設定参加者については、自主行動計画参加企業か自主行動計画非参加企業か、また排出枠の事前交付を受けるか目標と実績の差分について事後清算を行うかにより、一部適用されるルールが異なる。

(1) 対象ガス

本スキームにおいて対象とする温室効果ガスは、エネルギー起源の二酸化炭素（CO₂）とする。

(2) 目標設定参加者の目標の設定年度

自主行動計画において定めている2010年度の目標を目安として、2008～2012年度のうち全部又は一部の年度を目標の設定年度（連続する年度に限らない）として任意に選択し、その選択した設定年度の中で年度ごとに、排出削減目標を設定し、目標達成の確認を行う。目標の設定年度におけるそれぞれの年度を「目標年度」とする。

(3) 参加申請手続、目標の審査・確認手続

目標設定参加者は、別に定める「募集要項」に従い、参加申請を行う。

参加申請に当たっては、目標、直近の実績、目標に係るバウンダリ・算定方法等、排出枠の交付のタイミング（排出枠の事前交付を受けるか目標と実績の差分について事後清算を行うか）について提出し、政府による目標の妥当性の審査・確認を経て、本スキームに参加する（詳細は、後述Ⅱ参照。）。

(4) 目標達成確認システムにおける記録の作成・口座開設

目標設定参加者は、参加申請を行うと、政府が管理する目標達成確認システムにおいて、当該参加者の目標や実績等に係る情報が記録されることとなる。

あわせて、事前交付を選択した者、又は事後交付であっても排出枠の取引を行う者もしくは希望する者は、目標達成確認システムにおいて保有口座を開設することが必要となる（事前交付を選択する者については、参加申請時に保有口座の開設申請を行い、目標に相当する排出枠が保有口座に交付される。）。

口座開設を行おうとする目標設定参加者は、所管部局に対し、募集要項に定める口座開設申込書の提出により口座開設を申請するものとする。当該申請を受けた省庁は取り纏めのうえ、運営事務局へ提出する。その後、運営事務局の承認を得て当該申請者の口座が開設される。

(5) 排出削減対策の実施

目標設定参加者は、設定した排出削減目標の達成に向けて、排出削減に取り組む。

(6) 排出量のモニタリング・算定・報告、検証

目標設定参加者は、各目標年度終了後、当該年度の排出量について、別途定める様式により算定報告書を作成して政府に提出するとともに、当該排出量について検証等を受ける（自主行動計画参加企業、自主行動計画非参加企業により排出量のモニタリング・

算定・報告、検証方法等が異なる。詳細は、後述Ⅱ参照。)

(7) 目標達成確認

目標設定参加者は、目標達成のために、本スキームの排出枠、国内クレジット、京都クレジットを活用することができる。(国内クレジット、京都クレジットについてはそれぞれの管理方法で管理され、償却された場合は、政府がその情報を目標達成確認システムに反映する。)

また、排出枠のバンキング・BORROWINGも利用することができる(目標設定参加者は、償却を行ってもなお排出枠の余剰が生じた場合には、次の目標年度の目標達成のために当該排出枠を持ち越すことができる(バンキング)。他方、償却期限までに取引を行ってもなお排出枠・クレジットの不足が生じた場合には、当該不足量を借り入れることができる(BORROWING)。バンキング・BORROWINGは、目標の設定年度の最終年度の終了時まで有効とする。)

政府は、目標達成確認システムにおいて目標設定参加者の目標達成を確認する。

政府による目標達成確認については、目標設定参加者が、排出枠の事前交付を受けるか事後清算を行うかにより、以下の方法となる。

① 事前交付を選択する場合

事前交付を選択する目標設定参加者は、検証等を受けた目標年度の排出実績に相当する排出枠・クレジットを償却する。

政府は、目標達成確認システムにおいて、必要量の排出枠・クレジットが償却されていることを確認する。

償却を行ってもなお排出枠の余剰が生じた場合には、保有口座において、次の目標年度の目標達成のために当該排出枠をバンキングできる。

他方、償却期限までに取引を行ってもなお排出枠・クレジットの不足が生じた場合には、当該不足量に相当する排出枠のBORROWINGを政府に申請する。ただし、2009年度以降は毎年4月1日から排出枠を交付することとし、これを前年度の償却に活用できることとする。

② 事後清算を選択する場合

事後清算を選択する目標設定参加者は、排出量の確定(10月中旬)後、目標達成確認システムにおいて、目標年度における目標と検証等を受けた実績との差分(※)について政府の確認を受ける。

(※) 排出総量目標を設定した場合は、目標年度の排出総量目標と当該目標年度の実排出量の差分。
原単位目標を設定した場合は、目標年度の前単位目標と当該目標年度の前単位実績の差分に当該目標年度の活動量実績を乗じたもの。

これがプラスである場合には、その時点で目標達成の確認がされ、その差分に相当する超過分が記録(希望して口座を開設した者に対しては、これに相当する排出枠が交付)される。

これがマイナスである場合は、これに対応する排出枠・クレジットの償却を行う。政府は、再度、償却期限時に、目標達成確認システムにおいて、必要量の排出枠・クレジットが償却されていることを確認する。

償却を行ってもなお排出枠の余剰が生じた場合、保有口座を開設している目標設定参加者は、当該保有口座において、次の目標年度の目標達成のために当該排出枠をバンキングできる。保有口座を開設していない目標設定参加者は、目標達成確認システム上に当該排出枠に相当する量が記録される。

他方、償却期限までに取引を行ってもなお排出枠・クレジットの不足が生じた場合、保有口座を開設している目標設定参加者は、当該不足量に相当する排出枠のボローイングを政府に申請する。保有口座を開設していない目標設定参加者は、当該不足量を政府が目標達成確認システム上に記録することとし、その旨、当該参加者に通知する。

(8) 排出枠の取引

目標設定参加者は、目標達成確認システムに保有口座を開設した場合には、排出枠の取引を行うことができる。

① 事前交付を選択する場合

事前交付を選択する目標設定参加者は、目標年度終了以前にも、排出枠の取引を実施可能とする。ただし、この場合、安易に売りすぎることを防止するため、交付された排出枠の9割はコミットメントリザーブとし、償却以前の取引の対象とすることができない。

② 事後清算を選択する場合

事後清算を選択する目標設定参加者は、「超過達成分」(※)のみの事後的な取引を実施可能とする。

(※) 排出総量目標を設定した場合は、目標年度の排出総量目標と当該目標年度の実排出量の差分。
原単位目標を設定した場合は、目標年度の前単位目標と当該目標年度の前単位実績の差分に当該目標年度の活動量実績を乗じたもの。

<排出枠の取引ルール>

① 取引方法

排出枠の取引は参加者間の責任において自由に行うことができる。

② 移転

排出枠の売り手は取引に関する契約の締結後、買い手との間で合意された期間内に排出枠の移転を目標達成確認システム上の口座で行う。また、買い手は合意された期間内に排出枠の購入費用を支払う。

契約内容通りに排出枠が移転されたかどうか等の移転処理の結果は、売り手・買い手が目標達成確認システム上で確認する。

契約内容通りに履行がなされていないと認められるときは、原則として当事者間で解決する。

③ 移転期間

本スキームにおいては、各年4月1日～翌年3月31日を目標年度、翌年4月1日～償却期限を調整期間とし、両期間を併せて移転期間とする。参加者は移転期間内に移転を行うことにより、排出枠保有量の調整を行うことができる（ただし、事後清算を選択する場合は、初年度については、調整期間のみ移転可能。）。

目標設定参加者は、保有口座を開設次第、移転を行うことが可能になる。排出枠の移転は自由に行うことができる。

④ 移転単位

排出枠は1 t-CO₂単位で移転をすることができる。

4. 取引参加者に関する基本ルール

(1) 参加申請手続

取引参加者は、別に定める「募集要項」に従い参加申請を行う。参加申請に当たって、財務状況や実施体制等について必要書類を提出し、当該企業の主たる業務が属する業種の所管部局の審査を受け、運営事務局が所管部局の審査結果を確認し、取引参加者として登録されることにより、本スキームに参加する。

(2) 口座開設、取引報告手続

取引参加者は、目標達成確認システムにおいて、専ら排出枠の取引を行うための取引口座を開設する。政府は、取引口座における排出枠の移転を閲覧することができる。

また、取引参加者は、毎月、前月行った取引に関する情報（取引価格等）を政府に報告する。政府は、問題があると認められる場合には、取引参加者から事情を聴取することができる。

なお、取引参加者が目標設定参加者としても参加し、保有口座と取引口座をそれぞれ開設する場合は、当該保有口座は自らの目標達成のためにのみ用いる旨を宣言する。

(3) 取引方法

取引参加者は、自らの取引口座における保有量を超えて排出枠を売却することができない。

各年度において排出枠の余剰が生じた場合は、償却又は取消を行わない限り、次年度以降に持ち越すことができる。

取引ルールについては、目標設定参加者と同様とする（I. 3. (8) 参照。）。

5. スケジュール

本スキームは、以下のスケジュールを目途として実施する。

2008年10月21日 参加者の募集開始

(12月12日までを集中募集期間とする。2008年度を目標年度とする目標設定参加者の参加申請は、集中募集期間に受け付ける。2008年度に限らず、2009年度～2012年度のうち全部又は一部の年度を目標の設定年度とする目標設定参加者の参加申請も、当該集中募集期間において併せて受け付ける。)

2009年春頃 関係審議会等において自主行動計画の評価・検証と併せ2008年度参加者の目標水準について確認

2009年6月30日 自主行動計画参加企業の第三者検証機関の検証受検の申請期限

2009年8月31日 算定報告書の提出期限

2009年10月中旬 実績の確定

2009年11月中旬～12月初旬 関係審議会等において、自主行動計画の評価・検証と併せ上記内容を確認

2009年11月末日～12月中旬 償却期限、目標達成確認

2009年度～2012年度のうち全部又は一部の年度を目標の設定年度とする目標設定参加者が、2009年度以降に参加申請する場合も、集中募集期間を別途定めることとするが、その詳細は今後検討する。

(注) 環境省自主参加型国内排出量取引制度(JVETS)への参加者については、そのスケジュールに従うこととする。

6. 情報の公表について

本スキームにおいては、運営事務局が、以下の情報に関しては原則として公表する。ただし、参加者の申請に基づき、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある等、当該情報を公表しないことについて合理的な理由があると所管部局が判断し、運営事務局に報告する場合は、この限りではない。

<目標設定参加者に関する情報>

- ・ 目標設定参加者名（本社の所在地を含む）

<取引参加者に関する情報>

- ・ 取引参加者名（本社の所在地を含む）

<制度全体に関する情報>

- ・ 分野別の参加者数
- ・ 分野別の排出削減目標・実績の状況
- ・ 排出枠の事前交付の状況
- ・ 取引の状況
- ・ 分野別の目標達成の状況
- ・ その他試行的実施の全体に関する状況

Ⅱ. 参加申請、目標の審査・確認、排出量のモニタリング・算定、報告、検証

1. 自主行動計画参加企業に適用されるルール

自主行動計画参加企業が、目標設定参加者として本スキームに参加する場合は、前章に定める基本ルールのほか、以下に定めるルールに従う。

(1) 参加申請

参加希望者は、別に定める「募集要項」に従い、所管部局に対して参加申請を行う。参加者の申請内容は以下の通りとする（申請期限は、前述Ⅰ. 5. 参照。）。

①目標

目標の設定年度の中で年度ごとに、排出総量目標又は原単位目標を設定する。

②直近の実績

選択した目標指標（排出総量目標又は原単位目標）に対応した直近の実績を提出する。

③目標に係るバウンダリ・算定方法等

目標に係る算定対象範囲（以下、「バウンダリ」と言う。）、排出源の特定方法、モニタリング・算定方法について、自主行動計画において個々の業界ごとに定められている考え方に従い、説明書類を提出する。

④排出枠の交付のタイミング

排出総量目標を設定した目標設定参加者は、目標に相当する排出枠の事前交付を受けるか（事前交付）、又は目標と実績の差分について事後的に清算をするか（事後清算）のいずれかを選択する。原単位目標を設定した目標設定参加者は、事後清算のみとする。

ただし、目標設定年度中、自らの申請により変更することができる。

(2) 目標の審査・確認

目標の妥当性については、一義的には、まず所管部局において審査を行い、運営事務局が確認する。

上記の目標設定参加者による目標設定申請を受けた所管部局は、以下の通り目標について審査を行う。

①目標の水準

安易な売り手の参加を助長しないため、目標の水準は、

i) 当該参加者の直近の実績以上、

ii) 目安として、参加者の所属する自主行動計画の目標又は実績のうちいずれか高い水準とする。なお、特段の事情がある場合には、個別事情を踏まえ別途判断する。

②目標に係るバウンダリ・算定方法等

目標設定参加者から提出されたバウンダリ、排出源の特定方法、モニタリング・算定方法が、自主行動計画の考え方と整合的であることを確認する。

所管部局は、申請された目標の審査終了後、その結果を省庁ごとにとりまとめの上、運営事務局に提出する。

運営事務局は、提出された目標等を確認し、目標を確定させる。その際、必要に応じて、目標やバウンダリ・算定方法等に関する情報を所管部局に照会することができる。

ただし、自主行動計画の目標引き上げや企業の吸収・合併が行われた場合など、合理的な理由が存在する場合に限り、所管省庁の審査及び運営事務局の確認を経て確定した目標を変更することができる。

また、自主行動計画の評価・検証制度と同様に、関係審議会等において評価・検証を行う。

(3) 排出量のモニタリング・算定、報告、検証

目標設定参加者は、目標年度の翌年度の6月末日までに、算定結果について第三者検証機関の検証を受けるかどうか選択(※)し、所管部局に届出を行う。

(※) 排出枠の売却をする者又は希望する者は、政府が適当と認める第三者検証機関(以下、単に「第三者検証機関」という。)による、別途整備する「第三者検証機関による排出量検証のためのガイドライン」に基づく検証を受けることを要する。それ以外の者は、自主行動計画の評価・検証制度の中で適切にチェックを受けることとなる。

①第三者検証機関の検証を受けない場合

目標年度の実績(排出量又は原単位・活動量)その他必要事項を記載した算定報告書を作成し、目標年度の翌年度の8月末日までに所管省庁に対し提出する。

提出された算定報告書は、所管部局の審査、運営事務局による確認を受け、目標年度の実績として10月中旬までに確定される。

この中で、所管部局は必要に応じ、目標設定参加者に係る省エネ法に基づく定期報告や温対法に基づく算定報告等も参考にしつつ所要の確認を行う。また、所管部局は必要に応じ、目標設定参加者から追加で必要な書類の提出を受けることができる(当該追加提出書類については、内容確認後、必要に応じ目標設定参加者へ返却を行う)。

②第三者検証機関の検証を受ける場合

目標年度の実績(排出量又は原単位・活動量)その他必要事項を記載した算定報告書を作成し、目標年度の翌年度の8月末日までに第三者検証機関に提出する。

その後、第三者検証機関による検証結果（検証報告書）を添えて、算定報告書を目標年度の翌年度の9月末日までを目途に所管省庁に対し提出する。

提出された算定報告書及び検証報告書は、所管部局の審査及び当該審査結果についての運営事務局による確認を受け、目標年度の実績として10月中旬までに確定される。

なお、確定した実績については、自主行動計画の評価・検証制度と同様に、毎年度開催される関係審議会等に対して報告し、当該年度の前年度の実績について評価・検証を受ける。

（注）排出量の算定において必要となる電力排出係数については、自主行動計画との整合性を踏まえ、自主行動計画の評価・検証制度において用いられる係数（電気事業連合会が公表する当該年度の全電源平均）とする。

2. 自主行動計画非参加企業に適用されるルール

自主行動計画非参加企業が目標設定者として本スキームに参加する場合は、前章に定める基本ルールのほか、以下に定めるルールに従う。

(1) 参加申請、目標設定

参加希望者は、別に定める「募集要項」に従い、所管部局（所管部局が明確でない場合は運営事務局）に対して参加を申請する。参加者の申請内容は以下の通りとする（申請期限は、前述 I. 5. 参照。）。

① 当該目標設定参加者の所属する業種の業界団体が自主行動計画を策定している場合

(i) 目標

目標の設定年度の中で年度ごとに、排出総量目標又は原単位目標を設定する。

(ii) 直近の実績

選択した目標指標（排出総量目標又は原単位目標）に対応した直近の実績を提出する。

(iii) 目標に係るバウンダリ・算定方法等

目標に係るバウンダリ、排出源の特定方法について、所属する業種の自主行動計画において個々の業界ごとに定められている考え方に従い、説明書類を提出する。加えて、モニタリング・算定方法について、別途整備する「排出量のモニタリング・算定・報告ガイドライン」に従い、説明書類を提出する。

(iv) 排出枠の交付のタイミング

排出総量目標を設定した目標設定参加者は、目標に相当する排出枠の事前交付を受けるか（事前交付）、又は目標と実績の差分について事後的に清算をするか（事後清算）のいずれかを選択する。原単位目標を設定した目標設定参加者は、事後清算のみとする。

ただし、目標年度中は、自らの申請により変更することができる。

② 当該目標設定参加者の所属する業種の業界団体が自主行動計画を策定していない場合

(i) 目標

目標の設定年度の中で年度ごとに、排出総量目標又は原単位目標を設定する。

(ii) 直近の実績

目標に対応した直近の実績を提出する。

(iii) 目標に係るバウンダリ・算定方法等

目標に係るバウンダリ、排出源の特定方法、モニタリング・算定方法について、「排出量のモニタリング・算定・報告ガイドライン」に従い、説明書類を提出する。

(iv) 排出枠の交付のタイミング

目標に相当する排出枠の事前交付を受けるか（事前交付）、又は目標と実績の差分について事後的に清算をするか（事後清算）のいずれかを選択する。ただし、目標年度中は、自らの申請により変更することができる。

(2) 目標の審査・確認

上記の目標設定参加者による目標設定申請を受けた所管部局（又は運営事務局）は、以下の通り目標について審査を行う。

①当該参加希望者の所属する業種が自主行動計画を策定している場合

(i) 目標の水準

安易な売り手の参加を助長しないため、目標の水準は、

- i) 当該参加者の直近の実績以上、
- ii) 目安として、参加者の所属する業種の業界団体の自主行動計画の目標又は実績のうちいずれか高い水準

とする。なお、特段の事情がある場合には、個別事情を踏まえ別途判断とする。

(ii) 目標に係るバウンダリ・算定方法等

バウンダリ及び排出源の特定方法が当該参加者の所属する業種の業界団体の自主行動計画の考え方と整合的であること、モニタリング・算定方法が別途整備する「排出量のモニタリング・算定・報告ガイドライン」と整合的であることを確認する。

②当該参加希望者の所属する業種が自主行動計画を策定していない場合

(i) 目標の水準

JVETSの補助金なしの参加類型に参加する場合は、その目標設定方法に従うこととする（初年度の目標については、直近3か年の実績の平均値に比べ1%以上の排出総量削減とし、翌年度以降の目標については、当該年度の前年度の目標に比べ1%以上の排出総量削減とする。）。

（注）上記の参加類型によらない場合（例：原単位目標で参加する等）の目標設定方法については中間レビューまでに決定する。

(ii) 目標に係るバウンダリ・算定方法等

バウンダリ、排出源の特定方法及びモニタリング・算定方法が「排出量のモニタリング・算定・報告ガイドライン」と整合的であることを確認する。

所管部局は、申請された目標の審査終了後、目標、直近の実績、バウンダリ、排出源、モニタリング・算定方法に関する説明書類を省庁ごとに取り纏めの上運営事務局に提出する。

運営事務局は、提出された目標等を確認し、目標を確定させる。その際、必要に応じて、目標やバウンダリ・算定方法等に関する情報を所管部局に照会することができる。

ただし、自主行動計画の目標引き上げや企業の吸収・合併が行われた場合など、合理的な理由が存在する場合に限り、所管部局の審査及び運営事務局の確認を経て確定した目標を変更することができる。

(3) 排出量のモニタリング・算定、報告、検証

目標設定参加者は、算定結果について、第三者検証機関による、別途整備する「第三者検証機関による排出量検証のためのガイドライン」に基づく検証を受けることを要する。

目標設定参加者は、目標年度の実績（排出量又は原単位・活動量）その他必要事項を記載した算定報告書を作成し、目標年度の翌年度の8月末日までに、第三者検証機関に提出する。

その後、第三者検証機関の検証報告書を添えて、目標年度の翌年度の9月末日までを目途に所管部局（又は運営事務局）に対し提出する。

提出された算定報告書及び検証報告書は、所管部局の審査及び当該審査結果についての運営事務局による確認を受け、目標年度の実績として10月中旬までに確定される。

なお、排出量の算定において必要となる電力排出係数については、前述Ⅱ. 1. (3) (注) 参照。

(注) J V E T S については、自主行動計画に参加していない中小企業等が、目標を設定して参加する制度として、本スキームの参加類型の一つとなるが、J V E T S への参加者については、J V E T S のルールが適用される。

Ⅲ. 本制度に関する問い合わせ先

本制度に関する問い合わせ先は、以下の通りです。

○制度全般に関する問い合わせ
運営事務局

経済産業省産業技術環境局環境経済手法担当参事官付
住所：東京都千代田区霞が関 1-3-1
TEL：03-3501-1511 (代表) 内線 3521～3523
FAX：03-3501-7697
E-mail：shikou-2008@meti.go.jp

環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室
住所：東京都千代田区霞が関 1-2-2
TEL：03-3581-3351 (代表) 内線 6788
FAX：03-3580-1382
E-mail：shikou-ets@env.go.jp

○各企業の行う目標設定と自主行動計画等との整合性について
当該自主行動計画を策定した業界の属する業種を所管する省庁